

# 1 議 事 日 程（第1日）

（令和5年第3回有田川町議会定例会）

令和5年9月5日  
午前9時30分開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第6 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度有田川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 報告第22号 令和4年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第8 報告第23号 令和4年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について
- 日程第9 議案第49号 令和5年度有田川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第50号 令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第51号 令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 令和5年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 令和5年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第56号 令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第57号 令和4年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第58号 令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第59号 令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第60号 令和4年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第61号 令和4年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第62号 令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第23 議案第63号 令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第64号 令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第65号 令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第66号 令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第67号 令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第68号 令和4年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第69号 令和4年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第70号 令和4年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第71号 令和4年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第72号 令和4年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第73号 令和4年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第34 議案第74号 有田郡消防通信指令事務協議会規約の制定について
- 日程第35 議案第75号 有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第76号 有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第77号 財産の取得について
- 日程第38 議案第78号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 濃 添 勇 作 | 2番  | 栗 山 昌 之 |
| 3番  | 本 下 雅 敏 | 4番  | 椿 原 竜 二 |
| 5番  | 中 島 詳 裕 | 6番  | 星 田 仁 志 |
| 8番  | 谷 畑 進   | 9番  | 西 弘 義   |
| 10番 | 林 宣 男   | 11番 | 岡 省 吾   |
| 12番 | 森 谷 信 哉 | 13番 | 堀 江 眞智子 |
| 14番 | 増 谷 憲   | 15番 | 殿 井 堯   |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番 星田仁志 14番 増谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（15名）

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 町 長    | 中山正隆  | 副町長    | 坂頭徳彦 |
| 住民税務部長 | 青石万紀子 | 福祉保健部長 | 井本英克 |
| 総務政策部長 | 井上光生  | 消防長    | 高井永行 |
| 産業振興部長 | 細野正人  | 建設環境部長 | 竹中幸生 |
| 清水行政局長 | 中谷芳尚  | 総務課長   | 原秀文  |
| 財務課長   | 山縣和弘  | 企画調整課長 | 林光彦  |
| 教育長    | 片嶋博   | 教育部長   | 小澤俊彦 |
| 監査委員   | 服部眞悟  |        |      |

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 中屋正也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、星田仁志君、14番、増谷憲君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る8月29日に開催された議会運営委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

ただいま議長指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る8月29日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から9月21日までの17日間とさせていただきます。一般質問は14日、15日の2日間としております。

また、本日の議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第6から日程第38までの報告3件、議案30件について一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思っております。

また、全員協議会終了後、日程第6、報告第21号、日程第7、報告第22号、日程第9、議案第49号の報告2件、議案1件については、本日、審議をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月21日までの17日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告3件、議案30件であります。

また、本日の説明員は町長ほか14人です。

次に、監査委員より、令和5年5月、6月、7月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和5年度定期監査報告書をお手元に配付していますので、御報告いたします。

また、令和4年度一般会計及び各特別会計の決算認定に係る説明資料をお手元に配付していますので、申し添えておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名します。

……………日程第5 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に産業建設住民常任委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、産業建設住民常任委員会の視察報告をさせていただきます。

去る7月20日から21日にかけて、福岡県那珂川市、熊本県熊本市で視察研修を行いました。

まず、初日に視察研修を行った福岡県那珂川市は、福岡県の西部にあり、大都市福岡市の都心部から僅か13キロメートルのところに位置し、総面積は74.95平方キロメートルの市であります。恵まれた自然環境や福岡市の都心部から至近の距離にあることなどから、人口は増加していき、那珂川町誕生から62年後の平成30年10月1日に那珂川市となりました。

今回視察研修を行った施設は、平成31年3月に完成した五ヶ山ダム周辺に点在するアウトドアフィールド「五ヶ山クロス」であります。福岡都市圏から車で約1時間の距離で、福岡県と佐賀県の県境に位置しており、モンベルが手がける全国初のキャンプ場、川遊びが楽しめるリバーパーク、五ヶ山クロスの拠点となるベース、この三つに分かれたサイトの総称が五ヶ山クロスで、福岡都市圏から最も近いアウトドアの聖地として豊かな自然の中でキャンプやサイクリングなどアクティビティを楽しむことができる施設であります。

キャンプ場の規模は60区画で、必要な道具一式をその場でレンタル可能となって

おり、初心者でも気軽にキャンプを楽しむことができる施設となっております。利用割合は、福岡県内が89.08%、九州の方が9.93%、九州以外からの来客は約1%で、令和4年度の利用人数は3万1,124人、稼働率は36.76%でありますけれども、土曜日の利用は年間を通してほぼ満室で、リピート率は約25%とのことでありました。

モンベルとの官民連携に至った経緯は、平成29年3月21日、包括連携協定を締結し、平成30年4月はモンベルクラブフレンドエリアの登録、平成31年3月にテナント（モンベル福岡五ヶ山店）を出店、3月29日に五ヶ山クロスがオープンされ、平成31年4月1日から5年間の期間でキャンプ場の指定管理に至りました。

モンベルとの連携による実績や効果は、まず五ヶ山クロススペースにモンベルの直営店があることで、アウトドアの拠点として認知されやすい施設となったこと。

2点目として、アウトドアを熟知しているモンベルが、山歩き、地図読み、クライミング、カヤックなど、アクティビティイベントの実施やプロによるレクチャーで集客ができること。

3点目に、100万人以上のモンベルクラブ会員に対する定期的な会報などに掲載が可能となり、テレビや雑誌などメディア取材も多く、PR力の強化が図れることなどが挙げられます。

また、周辺施設との連携や隣接している佐賀県吉野ヶ里町との連携強化を進めることで、情報発信力の強化やさらなる魅力向上に期待しているとのことでありました。

本町でも指定管理者制度を活用し、管理運営を民間に任せている施設もあります。しかし、指定管理先に任せ切るのではなくて、もっと連携を強化すれば、よりよい施設になると思います。

また、近隣市町村と広域で連携を強化すれば、周辺施設も含めエリアでの魅力化、情報発信力の強化につながるものだと感じました。

二日目は、熊本市で行っている雨水浸透柵設置補助について視察いたしました。

熊本市では、職員の提案により、昭和63年4月から雨水浸透柵の設置に補助をしております。雨水浸透柵は、住宅など屋根に降った雨水を地下に浸透させ、道路などへ流出する量を減らす効果があります。流出するまでの時間を遅らせることにより、道路等の冠水被害を軽減し、併せて地下水の涵養にもつながっております。

熊本市で家の新築・購入・リフォームなど、現在お住まいのお宅に雨水浸透柵設置を計画されている方で、雨水浸透柵を設置する土地の所有者の方、または所有者の同意を得た方、市税を滞納していない方が補助の対象となります。新築・増改築の場合は2基目から、既存住宅は1基目から補助としております。

補助金の額は、総額で20万円、雨水浸透柵1基当たりの補助金は、コンクリート製1万9,000円、塩化ビニール製1万4,000円となっております。ただし、急傾斜地や低湿地など雨水を地下に浸透させることが不適当な土地に設置される浸透

柵については、補助事業の対象外にしているとのことであります。

災害の低減について検証したものではありませんけれども、1家屋に雨水浸透柵を設置した場合、年間涵養量を試算すると1基当たり22.3立米の効果があるとのことであります。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しております。本町においても、6月2日の線状降水帯による大雨で大きな被害が発生いたしました。旧吉備地域を中心に宅地開発が進んでいることも鑑み、本町での雨水対策は、住民の方々が安心安全に暮らせるための重要課題であると考えております。

熊本市の視察終了後、福岡県うきは市にある道の駅うきはの視察を行いました。国土交通省より、防災道の駅初回選定において道の駅うきはが選定され、大規模災害時など復旧活動の拠点や避難場所などの役割を果たすための広域的な防災拠点を持つ道の駅として役割を担っております。

道の駅うきはには、防災広場、防災パーゴラ、防災シェルターなど、平常時は休憩施設として利用され、緊急時には災害対策用に活用できるように整備されておりました。

有田川町でも、現在、(仮称)有田川町防災公園基本計画策定に向けて取り組んでおります。平常時は、町民の方々に愛される憩いの場として、災害時には防災拠点として活用できる防災公園が整備されることを期待しております。

また、今回学んだことも含め、よりよい施設の整備に向けて一緒に進めていただけることをお願い申し上げまして、産業建設住民常任委員会の視察報告を終わります。

○議長(谷畑 進)

以上で、閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第6から日程第38までの報告3件、議案30件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷畑 進)

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第38までの報告3件、議案30件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和5年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

報告第21号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。今回の補正は、6月2日の豪雨による町道や農地、農道などの災害復旧に係るものであります。4款衛生費の上水道施設費では、飲料水供給施設整備事業補助金として46万2,000円を、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費では、農地災害復旧費として8億4,028万7,000円を、農業用施設災害復旧費として4億5,808万7,000円を、林業用施設災害復旧費として6,950万円を、公共用土木施設災害復旧費では、公共用土木施設災害復旧費として3億7,450万円を、その他公共施設災害復旧費では、情報通信施設応急復旧費として871万8,000円を、消防用昇降路原材料費として262万5,000円を計上し、歳入歳出それぞれ17億5,417万9,000円を追加し、補正後の予算総額は196億9,915万2,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国・県の支出金や繰入金、町債などを充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第22号は、令和4年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営の健全化を表す資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

報告第23号は、令和4年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算についてであります。令和4年度においても新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、開発公社にとっても大きな痛手を受けました。それに加えて、しみず温泉の女子ろ過器の故障や近年まれに見る大雪の影響、オートキャンプ場入口の崩落など様々な要因が重なり厳しい状況となりました。令和4年度の業績につきましては、事業収入は6,963万円で、前年比84.6%でありました。前年度を上回った施設は3施設であり、あさぎりが3,598万円で前年比103.1%、しみず温泉健康館が901万円で前年比105.7%、遠井キャンプ場が420万円で前年比104.9%となりました。前年比を下回った施設はコテージ・やすけ・佐太夫が1,186万円で前年比93.8%、オートキャンプ場が484万円で前年比74.7%となりました。業務委託によるふれあいの丘の収入が令和3年度の1,351万円からなくなったことで、公社全体の収入は大きく減少し、前年比で1,264万円の減収となりました。事業費用は1,618万円で前年比99.6%、7万円の減少となりました。管理費用は、7,623万円で前年比85.0%となりました。光熱水費や燃料費などの高騰がありましたが、経費節減やふれあいの丘を業務委託することで、前年比で1,348万円の減少となりました。営業利益はマイナス2,278万円となり、前年比で91万円増加いたしました。経営利益は、新型コロナウイルス関連の助成金等が減少してきたことや株式会社全笑に500万円の業務委託料を支払うことにより、最終的

には186万円の赤字となりましたことを御報告させていただきます。令和5年度におきましても、原油価格・物価高騰等により厳しい状況ではありますが、まちづくりの拠点施設として集客と収益向上に努めてまいりますので、ふるさと開発公社に対し、今後とも議員各位の皆さん方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議案第49号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとして、4月の職員の人事異動による配置換えに伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っております。給与費以外の主なものといたしましては、2款総務費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍システム等の改修に1,038万5,000円を、3款民生費の障害者福祉費では、令和4年度の精算に係る国・県負担金等の返納金として785万3,000円を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金として988万円を、児童福祉総務費では、子供のための教育・保育給付費など令和4年度の精算に係る国・県負担金の返納金として3,008万9,000円を、保育所費では、会計年度任用職員の報酬として295万8,000円を、4款衛生費の予防費では、新型コロナウイルスのワクチン接種等に係る国庫補助金等の返納金として2,612万8,000円を、環境衛生費では、クビアカツヤカミキリの防除対策費として210万円を、上水道施設費では、簡易水道事業会計への補助金として589万8,000円、飲料水供給施設整備事業補助金として37万円を、6款農林水産業費の農地費では、緊急自然災害防止対策事業として300万円を、8款土木費の道路新設改良費では、緊急自然災害防止対策工事費として1,600万円を、公共下水道費では、公共下水道事業出資金として300万円を、10款教育費の小学校費では、修繕料として1,157万4,000円を、体育施設費では、明恵の里スポーツ公園防球ネットの修繕料として455万6,000円を、11款災害復旧費のその他公共施設災害復旧費では、修繕料として1,613万7,000円を計上した結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,028万5,000円を追加し、補正後の予算総額は198億1,943万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、国庫及び県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を充てることにいたしております。また、債務負担行為の補正並びに地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第50号は、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として47万2,000円減額するとともに、保険給付費等の令和4年度精算に伴う返納金として644万1,000円を計上した結果、今回の補正総額は628万9,000円を追加し、補正後の総額は36億1,729万5,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金、諸収入を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第51号は、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として165万9,000円を追加した結果、補正後の予算総額は7億9,147万3,000円と相りました。なお、財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第52号は、令和5年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として954万2,000円を追加するとともに、諸支出金では介護給付費等の令和4年度精算に伴う返納金として3,242万5,000円を計上した結果、今回の補正総額は4,196万7,000円を追加し、補正後の予算総額は33億1,919万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金等を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第53号は、令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、業務委託料として144万円を追加するもので、補正後の予算総額は9,156万2,000円と相りました。

議案第54号は、令和5年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、収益的支出では、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として107万1,000円を追加するとともに、資本的支出の配水管整備費では、道路改良工事に伴う水道管布設工事費として500万円を計上しております。

議案第55号は、令和5年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、収益的支出の営業費用では、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として635万4,000円を追加するとともに、資本的収入では、令和4年度簡易水道事業特別会計分の企業債借入を令和5年度に歳入したことにより3,070万円を計上しております。

議案第56号は、令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として、収益的支出の営業費用で433万9,000円と特別損失で44万9,000円を減額し、収益的支出の処理場費では、大雨による災害修繕といたしまして214万3,000円を、資本的支出の建設改良費では、道路改良工事に伴う下水道管渠布設工事費として300万円を計上しております。

続いて、議案第57号から議案第73号までの17議案につきましては、令和4年度有田川町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計管理者および建設環境部長より説明させることにいたします。

議案第74号は、有田郡消防通信指令事務協議会規約の制定についてであります。複雑多様化・高度化する災害に適切な対応が求められる中、人口減少社会の到来、高

齡化及び経済情勢の変化等から、人的・財政的資源を有効活用し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図っていく必要があります。そのため、有田川町及び湯浅広川消防組合においては、消防通信指令業務の共同運用に向け地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく協議会を設けるための規約を制定するものであります。

議案第75号は、有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町藤並駅交流施設（観光案内所）の指定管理者の指定については、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、有田川町大字野田187番地、株式会社オレンジライフ、代表取締役 上野山栄作氏を令和5年10月1日より管理を行わせる候補者として選定しましたので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第76号は、有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定についてであります。有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、京都市西京区大枝塚原町3番地152 シャルレ桂坂1階、株式会社全笑、代表取締役 平野仁智氏を令和5年10月1日より管理を行わせる候補者として選定しましたので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第77号は、財産の取得についてであります。2トンじんかい収集車の購入について、令和5年8月24日、指名競争入札に付したところ、有田川町中野284番地2、金屋モータース、久保好治氏が落札いたしましたので、880万円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第78号は、財産の取得についてであります。3トンじんかい収集車の購入について、令和5年8月24日、指名競争入札に付したところ、有田川町中野284番地2、金屋モータース、久保好治氏が落札いたしましたので、902万円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する説明は終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

それでは、私からは議案第57号から議案第72号までの令和4年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、決算の状況につきましては、決算書及び主要施策の成果報告書に詳細に記載

されておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

お手元に配付させていただいております令和4年度有田川町一般会計特別会計決算説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

なお、この資料の金額は、本年度より決算書及び主要施策の成果報告書と同様に円単位となっており、比率や割合につきましては小数点以下第1位となっております。よろしく願いいたします。

それでは、1ページの決算総括表を御覧ください。

一般会計と15の特別会計の歳入歳出決算状況でございます。一般会計と特別会計の予算現額合計276億5,217万357円に対しまして、歳入決算額合計は265億9,407万9,421円で、予算現額に対する収入率は96.2%となっております。

次に、歳出決算額合計は258億9,014万1,064円で、予算現額に対する執行率は93.6%となっております。歳入歳出の差引額の合計は7億393万8,357円で、翌年度へ繰り越すべき財源の合計2億3,491万547円を差し引きました実質収支額は4億6,902万7,810円となっております。特別会計における収入率・執行率の減少につきましては、令和5年度より、特別会計のうち簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業の5事業が地方公営企業法を適用いたしましたことに伴い、3月末で打ち切り決算を行ったことによるものです。

なお、決算書の収入未済額及び不用額は、令和4年度に属する未収金及び未払金が含まれております。また、これらは同法の規定による特別会計へ引継ぎいたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

議案第57号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。

まず、2ページの一般会計歳入決算状況を御覧ください。

歳入合計は171億5,712万4,001円で、前年度と比較して11億9,419万4,495円、率にして6.5%の減となっております。増減の主なものは、増額では1款町税の5,604万9,663円で、固定資産税において償却資産が増額したことによります。一方減額では、22款町債の3億8,540万円で、主な要因は合併特例事業債と臨時対策事業債の減額によります。

次に、11款地方交付税の3億1,799万3,000円で、主な要因は、令和3年度の普通交付税の再算定があったことにより減額となりました。また、歳入に占める割合で最も高いのが、11款地方交付税の39.0%、次に1款町税の18.7%、次いで15款国庫支出金の12.2%の順となっております。歳入総額のうち自主財源は53億1,454万3,034円で、前年度と比較して1億6,814万2,624円、率にして3.1%の減となっており、19款繰入金・基金繰入金の減額が主な要因でございます。また、自主財源の構成比としては31%で、前年度と比較して

1. 1%の増となっております。

次に、3ページ、一般会計歳出決算状況を御覧ください。

歳出合計は1億6,512万3,942円で、前年度と比較して1億6,246万6,400円、率にして6.6%の減となっております。増減の主なものは、増額では7款商工費の1億5,575万1,936円で、主な要因は、有田川町応援クーポン券配布事業（第3弾・第4弾）によります。一方減額では、13款諸支出金の3億6,402万9,962円で、主な要因は基金への積立金の減額によります。

次に、2款総務費の2億2,239万7,415円で、主な要因は、令和3年度のきびドーム大規模改修工事費の減額によります。また、収支の状況につきましては、歳入歳出差引額6億6,000万5,900円、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,901万5,470円を差し引きいたしました実質収支額は3億7,698万9,512円となっており、前年度と比較して9,545万1,943円、率にして20.2%の減となっております。

次に、4ページを御覧ください。

議案第58号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款国民健康保険税7億5,607万7,820円、4款県支出金23億9,827万5,217円、6款繰入金3億9,281万4,950円で、歳入合計35億7,532万8,113円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費23億5,123万7,938円、3款国民健康保険事業納付金10億8,339万2,950円で、歳出合計35億7,055万4,038円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の477万4,075円となっております。

次に、5ページを御覧ください。

議案第59号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料2億8,142万6,100円、3款繰入金4億7,638万1,755円で、歳入合計7億8,973万3,635円となっております。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療納付金7億3,802万3,187円で、歳出合計7億7,881万3,235円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の1,092万4,000円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

議案第60号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料5億4,930万6,400円、3款国庫支出金7億8,802万4,118円、4款支払基金交付金7億4,116万5,000円で、歳入合計30億7,479万4,880円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費26億7,608万3,473円で、歳出合計30億2,707万5,355円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の4,771万5,133円となっております。

次に、7ページを御覧ください。

議案第61号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款繰入金362万円で、歳入合計468万1,024円となっております。歳出の主なものは、1款総務費462万円で、歳出合計468万1,024円となっており、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、8ページを御覧ください。

議案第62号、有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1億6,790万9,797円、3款繰入金2億5,629万3,185円で、歳入合計4億4,715万3,033円となっております。歳出の主なものは、2款施設費1億2,650万2,131円、3款公債費2億7,212万1,438円で、歳出合計4億4,288万7,531円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の426万5,502円となっております。

次に、9ページを御覧ください。

議案第63号、有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1億2,976万2,530円、3款国庫支出金2億8,002万5,000円、6款繰入金7億2,751万4,173円で、歳入合計12億420万8,607円となっております。歳出の主なものは、2款施設費3億9,906万7,292円、3款公債費6億7,019万9,312円で、歳出合計11億8,991万1,690円となっております。歳入歳出差引額1,429万6,917円、翌年度へ繰り越すべき財源590万円を差し引きました実質収支額は839万6,917円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

議案第64号、有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款繰入金2億586万1,379円で、歳入合計2億5,123万554円となっております。歳出の主なものは、3款公債費1億4,977万999円で、歳出合計は2億4,301万3,989円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の821万6,565円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

議案第65号、有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計173万8,208円、歳出合計165万8,968円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の7万9,240円となっております。

次に、12ページを御覧ください。

議案第66号、有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計610万6,591円、歳出合計360万7,106円で、歳入歳出差引額と実質収

支額は、共に同額の249万9,485円となっております。ただいま御説明いたしました簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業の特別会計につきましては、歳入歳出差引額残額は地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引継ぎいたしました。

次に、13ページを御覧ください。

議案第67号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料5,348万8,018円、3款繰入金1,177万4,198円で、歳入合計7,601万6,976円となっております。歳出は、総務費の7,601万6,976円で、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、14ページを御覧ください。

議案第68号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入歳出合計額は共に4万2,580円で、歳入歳出差引額と実質収支額は共にゼロ円となっております。

次に、15ページを御覧ください。

議案第69号、有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計39万4,627円に対し歳出合計4万2,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の35万2,627円となっております。

次に、16ページを御覧ください。

議案第70号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計197万3,818円に対し歳出合計4万2,680円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の193万1,138円となっております。

次に、17ページを御覧ください。

議案第71号、有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計347万3,876円に対し歳出合計62万6,870円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の284万7,006円となっております。

次に、18ページを御覧ください。

議案第72号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計8万3,290円に対し歳出合計4万3,080円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の4万210円となっております。

以下、20ページは町税などの収納状況、21ページは一般会計繰出金の状況、22・23ページは基金繰入金の状況、24・25ページは町債の借入れ状況、26・27ページは2ページの一般会計歳入の款・項別明細で、28・29ページは3ページの一般会計歳出の款・項別明細でございます。

また、決算書の529ページからは財産に関する調書となっており、公有財産・物品・基金に係る決算年度中の増減及び決算年度末現在高を記載しておりますので、御

参照いただきたく存じます。

以上で、一般会計及び特別会計に係る決算の補足説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御認定賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

それでは、私からは議案第73号、令和4年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明をさせていただきます。

決算書の1ページの決算報告書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入の部では、第1款水道事業収益は5億6,859万8,856円であります。内訳といたしましては、第1項の営業収益は4億6,701万4,860円、第2項の営業外収益は1億158万3,996円でございます。支出の部では、第1款水道事業費用といたしまして3億9,341万9,332円です。内訳といたしましては、第1項の営業費用として3億6,463万2,159円、第2項の営業外費用として2,878万5,017円、第3項の特別損失は2,156円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款資本的収入といたしまして446万2,200円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金でございます。支出の部では、第1款資本的支出といたしまして1億5,186万9,472円です。内訳といたしましては、第1項の建設改良費1億1,382万2,005円、第2項企業債償還金3,804万7,467円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し1億4,740万7,272円不足いたしますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金99万7,227円、当年度分損益勘定留保資金9,308万4,607円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,032万5,438円及び建設改良積立金4,300万円により補填させていただいております。

続きまして、2ページから7ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表であります。この中で3ページの剰余金計算書の剰余金右側の利益剰余金の中ほどにございます未処分利益剰余金7行目の繰越利益剰余金4,406万261円と、その下、当年度変動額2億733万4,928円を合計いたしました、一番下に記載しております2億5,139万5,189円が当年度の未処分利益剰余金になります。

また、4ページの剰余金処分計算書（案）につきましては、議決をいただく事項でありますが、当年度未処分利益剰余金2億5,139万5,189円の中より資本的収支不足額を補填するために取り崩しました積立金4,300万円を資本金に、1億5,000万円を建設改良積立金とし、残額5,839万5,189円につきましては、令和5年度への繰越利益剰余金とさせていただいておりますので、御審議のほ

どよろしくお願いいいたします。

なお、10ページから28ページまでは、決算附属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしくお願いいいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願いい申し上げます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より日程第17、議案第57号から日程第33、議案第73号までの令和4年度各会計の監査報告をお願いします。

代表監査委員、服部眞悟君。

○監査委員（服部眞悟）

ただいま令和4年度決算について審査意見を求められましたので、御報告申し上げます。

決算審査は、森谷監査委員とともに、去る7月18日に地方公営企業法の規定に基づき水道事業会計の決算審査と簡易水道事業及び下水道事業の各特別会計が、令和5年4月1日より地方公営企業会計へ移行した関係上、他の特別会計に先行して審査を行いました。

また、7月27日から8月1日まで、地方自治法の規定に基づき一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況を審査いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に適合して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、審査した限りにおいて決算に対する計数は正確であると認められ、繰越明許費を除き所期の成果を得たものと認められました。

なお、本審査中に改善を求められた軽微な事項については、速やかに改善の措置を講じるよう要望いたします。

それでは、議案第57号、令和4年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って説明させていただきます。なお、数値につきましては、万円単位で説明させていただきます。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

審査意見書の3ページを御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、表-1のとおり、歳入歳出差引額で7億394万円の黒字となっており、繰越明許費の財源として2億3,491万円が

必要であるため、実質収支額は表－３のとおり４億６，９０３万円の黒字となっております。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。

４ページを御覧ください。

歳入を財源別に見ますと、表－４のとおり構成割合は、自主財源が３１％、依存財源が６９％であり、自主財源構成比は前年度から１．１ポイント向上しております。

次に、６ページを御覧ください。

表－６性質別歳出状況では、義務的経費につきましては、扶助費において児童発達支援事業給付費補助金の増等により１億４，１８０万円増加しております。投資的経費につきましては、令和３年度のきびドーム大規模改修事業等の終了により前年度より６億８１８万円減少し、その他の経費につきましては、補助費等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する臨時特別給付金事業の減等により６億９，６０９万円減少しております。

次に、７ページを御覧ください。

表－７の主な財務指標ですが、財政力を判断する指標であります財政力指数０．３４９と前年度比０．００３ポイント好転し、令和４年度の県内町村平均である０．３０３と比べると０．０４６ポイント高くなっております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９０．７％と前年度比３．１ポイント悪化しております。普通交付税が減少したことが比率が悪化した要因であると思われま。

次に、一般会計の決算について申し上げます。

８ページ以降に詳細を記載しております。

令和４年度の歳出決算規模は１６５億５，１１２万円となり、前年度と比較すると１１億６，２４７万円の減となっております。決算の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、表－９のとおり６億６００万円の黒字となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が２億２，９０１万円ありますので、これを除いた実質収支額は３億７，６９９万円の黒字となっております。

次に、町債の状況については、表－１０のとおり令和４年度末現在高が１４８億６，４１２万円であり、前年度末からは１４億９，４４９万円と大幅な減少となっております。今後も適切でかつ計画的な地方債の活用と現在高の削減に努め、さらなる財政健全化が図られるよう期待します。

次に、基金の状況につきましては、９ページを御覧ください。

令和４年度末現在高は、表－１１のとおり１３６億５９０万円で、前年度末から５億８，８７４万円増加しております。基金の運用については、安全性、流動性を確保した上で効率的な管理を第一に考え、適正な運用に努めていただきたいと思います。

以上のことから勘案しますに、町債は減少し基金は増加していることから、財政状況は健全な状態にあると思われますが、経常収支比率は悪化しており、依然として財

政構造は硬直化している状況であります。

持続可能な財政運営を確かなものとするため、今後も歳入と歳出のバランスがとれた財政構造の堅持に努められることを期待します。

なお、歳入歳出の予算科目ごとの審査内容につきましては、10ページから22ページを後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

各特別会計の状況につきましては、23ページから37ページに記載しておりますが、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

23ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、表-44のとおり実質収支は477万円の黒字となっております。

24ページを御覧ください。

国民健康保険税の徴収状況については、表-46のとおり収入未済額が前年度より減少し、積極的な徴収への取組の成果であると思われませんが、引き続き徴収率の向上と収入未済額の累積防止により一層の努力を望みます。

次に、26ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計につきましては、表-51のとおり実質収支は4,772万円の黒字となっております。介護保険料の徴収状況については、表-52のとおり収入未済額が前年度より減少しております。引き続き介護予防の推進を通して保険給付費の抑制に努めるとともに、今後も収納率の向上を図り、介護保険制度の適正な運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、28ページを御覧ください。

28ページの簡易水道事業特別会計から30ページの公共下水道事業特別会計、32ページの農業集落排水事業特別会計、33ページの簡易排水事業特別会計、34ページの浄化槽事業特別会計につきましては、令和5年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、地方公営企業会計に移行したことから、令和5年3月31日に打ち切り決算を行っています。使用料や負担金で未収金が発生していることから、未収金解消に努め、収納率の向上を図るよう要望します。今後も独立採算を原則とした経営に努めていただきたいと思います。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、一般会計及び全ての特別会計における実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、38ページから39ページに記載のとおりであります。

最後に、基金の運用審査については、40ページに記載のとおり計数は正確であると認められます。なお、当該基金につきましては、令和4年9月26日に廃止されたことから、今年度の審査で終了となります。

以上をもちまして、一般会計及び各特別会計の報告並びに基金の運用審査の報告を終わらせていただきます。

引き続き水道事業会計について申し上げます。

お手元の議案第73号、令和4年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って御説明いたします。

審査意見書1ページを御覧ください。

第1の7、審査の結果のとおり、審査に付されました水道事業の決算諸表は、地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値についても適正であると認められます。

第2の(1)経営成績につきまして、収益的収支のうち水道事業収益は5億2,436万円、水道事業費用は3億6,003万円、差引き純利益は1億6,434万円となり、前年度に比べ2,741万円の増益となっております。一方、資本的収支については、資本的収入446万円、資本的支出1億5,187万円となっており、この不足額につきましては、損益勘定留保資金などにより補填されております。

次に、3ページを御覧ください。

給水状況でございますが、第2表のとおり、年間配水量及び年間有収水量は、湯浅分水の増加の影響により前年度に比べ大幅に増加しております。

次に、5ページを御覧ください。

未収金の状況でございますが、第6表のとおり、前年度より減少しております。また、水道料金の収納率は98.3%であり前年度と同率であります。利用者負担の原則から、引き続き未収金解消に努めていただきますようお願いいたします。

その他詳細につきましては、決算審査意見書及び別表として財務状況等を示しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、水道事業会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案書の前のほうに戻っていただきまして、報告第22号、令和4年度有田川町財政健全化判断比率等についての審査結果について御報告申し上げます。

各比率並びにこれらの算出過程は、いずれも関係法令に適合して作成されており、適正であると認められます。報告書の後ろに添付されております審査意見書に各比率の詳細を記載しておりますので、その概要を申し上げます。

まず、審査意見書の2ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計において黒字であり、赤字比率は発生しておりません。

次に、3ページを御覧ください。

実質公債費比率につきましては、令和2年度からの3か月平均で13.0%となっ

ており、前年度12.7%と比較して0.3ポイント悪化しております。

次に、将来負担比率につきましては、令和4年度も比率は発生しておりません。

最後に、3ページから5ページにかけての公営企業会計の資金不足比率については、各会計とも資金不足は発生しておりませんが、一般会計からの繰入金に依存していることから、今後はこれらの抑制に努め、受益者負担や独立採算を原則とした思考で努力されることを期待いたします。各比率は、現状では健全な数値ではあるものの、今後も一般会計及び各特別会計並びに一部事務組合の事業計画も考慮しつつ、これらの各指標の動向を注視し、健全な財政運営をされることを要望します。

以上、各会計の決算審査及び財政健全化判断比率等審査の結果報告を行いました。令和4年度も通常の行政運営に加えて、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に係る事業に取り組み、さらにそのような状況下におきましても種々の課題に対して改善すべき点を改善し、また住民サービスの向上に資する新たな事業も見受けられました。

今後におかれましても、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へと移行したことから、コロナ禍以前の事業の復活や新たなニーズへの対応が必要となることが考えられます。最少の経費で最大の効果を上げられますよう、一層の財政健全化を志向し、町民の信頼に応える行政運営をお願い申し上げまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時47分

再開 14時55分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第6 報告第21号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、報告第21号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第22号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、報告第22号、令和4年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第49号を先に審議したいと思います。御異議ございませんか、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第49号を先に審議することに決定しました。

……………日程第9 議案第49号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、議案第49号、令和5年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原です。一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

30ページ、31ページの4款衛生費の中で、健康推進課でがん患者医療用補正具購入補助金が上程されております。これの補助の内容についてお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

それでは、椿原議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

今回、補正予算で計上させていただきましたがん患者アピアランスケア支援事業補助金の内容についてでございますけども、まずウィッグにつきまして2分の1補助で上限が2万円、それから人工乳房及び人工乳頭についても同じで、補助率2分の1で上限が2万円、乳房補正下着につきましては補助率2分の1で上限1万円を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

まず、早速予算化していただきありがとうございます。恐らく今日は、可決されればできる限り早く執行されるのかなと期待しているのと、歳入のほうを見ると、県からのアピアランスケアの補助金がありますから、これで県費100%というところですから、今回はこれでももちろんありがたいといいますが、満足なんですけれども、今後のことを考えるときに県費を100%出していただけるのであれば、町もできる限りちょっとでも上乗せをやっていただけたらと思いますので、今後そこだけ御期待申し上げまして、答弁は結構なんでよろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。私もアピアランスケアについてなんですけども、この前の議会でも、今質疑した椿原議員、私も一般質問をさせていただきました、特に今言われた内容では四つぐらいだったと思うんですけど、今後、がん患者の状況によってはもっと対応をせなあかん部分も増えてくると思いますので、それは県ともタイアップしながら考えていっていただきたいのと、あえて言えば、椿原議員も言いますけども、県費100%だけなので、町もこうしてもっと補助額を増やしていくべきだと思います。検討のほど、ぜひ求めたいんですが、その点の御答弁いただけませんか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回は県内で先行してやっている市町村の事例などを参考に、県の補助基準どおりということで予算のほうは計上させていただいたところでございます。今回初めての

事業なんで、今後、どれだけ申請される方があるかとか、またほかのものについても要望があったりとかというのはまだ見えない状況なんですけども、そういった例えば申請者数が多いとか、あとはほかのものもあかんのかとかいう問合せとかもあると思うんで、その辺また出てきましたら、そのときに応じて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

がん患者さんでも憲法に明記されているように、健康で文化的な最低限度の生活を送っていくという立場から、全国的に普及してきている中身なんですけども、何といても患者さんの需要に応じて、ぜひ前向きに検討していただきたいんですけども、これは県費補助なので町の中で要綱等とか、そういうのをつくる考えはないんでしょうか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

今のところ町の単独でというのは考えてないところなんですけども、今後、そういった要望とかも出てくれば、また検討していくことになるのかなとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次の項目というか、別の件で1件、質疑をさせていただきます。

今回の議案の中にも職員の人事異動等で結構増減が出ております。私言いたいのは、このたび和歌山県下の最低賃金が上がりましたね。これに伴う会計年度任用職員についても対応すべきではないかと思うんですが、これについての考え方もしくは方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

もちろん、和歌山県の最低賃金が上がれば、それに応じて会計年度任用職員の給与というのは見直しをかけていきます。今回も職員については遡及されるんで、人勧が出てくるだろうと思います。それについては、人勧が出れば遡及して支給という形に

なります。会計年度につきましては、その都度最低賃金を割らないようにという方策を立ててやってまいります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第17、議案第57号から日程第33、議案第73号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第17、議案第57号から日程第33、議案第73号までを先に審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第17、議案第57号から日程第33、議案第73号までの17件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

……………日程第17 議案第57号から日程第33 議案第73号……………

○議長（谷畑 進）

日程第17、議案第57号から日程第33、議案第73号までの17件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第57号から議案第73号までの17件については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第73号までの17件については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において濃添勇作君、栗山昌之君、本下雅敏君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、西弘義君、林宣男君、岡省吾君、堀江眞智子君、増谷憲君、殿井堯君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した12人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。このままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時06分

再開 15時06分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長の互選の結果報告がありました。

委員長に林宣男君、副委員長に本下雅敏君が選任されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

日程第 8、報告第 23 号、日程第 10、議案第 50 号から日程第 16、議案第 56 号まで、日程第 34、議案第 74 号から日程第 38、議案第 78 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

また、次回の本会議は 9 月 14 日、木曜日、午前 9 時 30 分に開議いたします。

~~~~~

延会 15 時 08 分